**●　指定後の届出事項**

 生活保護法指定施術機関・助産機関となった後は、下記の「届出事項一覧」の事由が生じた場合、事由が発生した日から１０日以内に、指定申請と同様、越谷市役所生活福祉課へ届出をしてください。（※郵送可）

　　届出用紙は生活福祉課に備えてありますが、**越谷市ホームページからもダウンロードが可能です。**

　　**(越谷市ホームページアドレス：http：//www.city.koshigaya.saitama.jp/→分野別情報「くらし・市政」→「福祉・保健医療」　→「社会福祉・生活支援」→「社会福祉」）**

**届出事項一覧**（助産師も同様）

|  |  |
| --- | --- |
| 届　出　を　要　す　る　場　合 | 届出の書類 |
| 1. 施術者の氏名が改姓等により変更されたとき

　　施術者が転居により住所を変更されたとき（施術所を開設していない施術者に限る）　　施術者の住所地の地名(番地)が地番整理により変更されたとき | 変更届出書 |
| ②　施術所の名称及び所在地が変更したとき　（勤務先施術所の変更、退職し個人で訪問を行う場合を含む。） |
| ③　施術者が業務を休止したとき | 休止届出書 |
| ④　休止していた業務を再開したとき | 再開届出書 |
| ⑤　施術者が死亡したとき又は失踪宣告を受けたとき⑥　施術者が業務を中止したとき | 廃止届出書 |
| ⑦　勤務施術者が転居により、指定する者(知事・市長)が変更となったとき　（知事[さいたま市・川越市・越谷市以外]⇔市長[さいたま市⇔川越市⇔越谷市]）　　施術所開設者の場合、施術所の所在地の変更に伴い指定する者（知事・市長）が変更になっ　　たとき　※新しく開設する所在地で新規の申請が必要になります。 | 廃止届出書(転居先は新規) |
| ⑧　生活保護法施行規則第14条第３項に規定する処分を受けたとき | 処分届出書 |
| ⑨　生活保護法による指定を辞退しようとするとき（この場合３０日以上の予告期間が必要） | 辞退届出書 |

【問合わせ先】　〒343-8501　越谷市越ヶ谷4-2-1

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　越谷市役所　生活福祉課

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話　048-963-9162